○四国地方整備局告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　徳島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第六号徳島東部都市計画道路事業三・二・一四三号徳島東環状線

三　事業施行期間　自平成八年一月四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　徳島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第六百六十八号徳島東部都市計画道路事業三・四・十号東吉野町北沖洲線

三　事業施行期間　自平成九年三月十七日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　徳島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千百九号徳島東部都市計画道路事業三・四・三十二号住吉万代園瀬橋線、三・四・十五号新浜東山手線及び三・六・三十八号万代浜側線

三　事業施行期間　自平成十二年十一月六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　徳島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年四国地方整備局告示第六十二号徳島東部都市計画公園事業六・五・二号鳴門総合運動公園

三　事業施行期間　自平成十九年六月二十九日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間九州地方整備局及び同局北九州国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
北九州市八幡東区大字前田字下犬付一九七〇番一〇から同市八幡西区大字藤田字城石二三五八番二まで	一八・八〇～一三七・一九メートル	一・八〇八キロメートル
北九州市八幡西区大字熊手字西割二四六五番一から同市八幡西区洞南町五番一まで	五・八五～六・三三メートル	〇・二四五キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年三月三十日

○九州地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　三号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北九州市八幡西区大字藤田字二本松一丁目九二一番一から同市八幡西区大字藤田字二本松一丁目九三〇番一まで	前	二五・四〇～四五・八〇メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	二五・四〇～四八・〇〇メートル	〇・〇三四キロメートル
図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所			

(三)　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　三十四号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田字八本柳六六三番一地内	前	一八・三三～一九・二五メートル	〇・〇二六キロメートル
	後	一六・四七～一八・三三メートル	〇・〇二六キロメートル
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手字二本松一六六九番一から同町田手字二本松一七〇〇番二まで	前	一二・三〇～一三八・〇〇メートル	〇・一〇八キロメートル
	後	一八・二二～一四一・七〇メートル	〇・一〇八キロメートル
神埼市神埼町田道ヶ里字駅二本松二二八四番一二から同市神埼町田道ヶ里字駅二本松二二八四番一まで	前	一三・四二～一三・二〇メートル	〇・〇三五キロメートル
	後	一四・六六～一四・八六メートル	〇・〇三五キロメートル
嬉野市嬉野町大字下宿字二本桜甲一五六八番から同市嬉野町大字下宿字二本桜甲一五七九番まで	前	一五・四八～一五・四八メートル	〇・〇九九キロメートル
	後	三・二一～二九・三〇メートル	〇・〇九九キロメートル
図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所			

(四)　道路の種類　一般国道

(三)　路線名　二百一号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
行橋市大字吉国字辻二三三番三から同市大字吉国字三反田二六六番一まで	前	一四・九八～三八・五五メートル	〇・一一四キロメートル
	後	一四・九八～三五・一〇メートル	〇・一一四キロメートル
図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所			